令和６年４月１日
大阪協栄信用組合

定 期 積 金 規 定

１．（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」という。）は、証書記載の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書を持参してください。

２．（証券類の受入れ）

⑴ 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

⑵ 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書記載の年利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

５．（給付補填金等の計算）

⑴ この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

⑵ 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。

② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。

③ 前各号の期間に応じた計算はつぎによります。この場合の計算の単位は 100 円とします。
ただし、ｂ．の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。

ａ．初回払込日からの期間が 12 ヶ月未満のもの……解約日の普通預金利率

ｂ．初回払込日からの期間が 12 ヶ月以上のもの……約定年利回×60％

６．（先払割引金の計算等）

⑴ この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回に準じて計算します。

⑵ 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

７．（満期日以後の利息）

満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日

の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

８．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金口座は、第９条第(3)項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

９．（解約）

(1) この積金を解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人の積金の解約においては、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。

(2) 前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の呈示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

(3) 次の①から③までの一つにでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。

① 積金契約者が口座開設申込時ないしはその後の取引の過程においてなした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ． 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的要求行為

Ｂ．法的な責任を越えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

１０．（届出事項の変更、証書の喪失等）

⑴ この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

⑵ この証書を失った場合の給付契約金等の支払い、または印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

⑶ 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑷ この証書を失った場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

１１．（成年後見人などの届け出）

⑴ 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を書面によってお届けください。

⑵ 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を書面によってお届けください。

⑶ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合も、前２項と同様にお届けください。

⑷ 前記第⑴項から第⑶項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

⑸ 前記第⑴項から第⑷項の届出の前に、届出がなされていないことによって積金契約者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

１２．（印鑑照合）

この証書、払戻請求書、または諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

１３．（譲渡、質入れの禁止）

⑴ この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

⑵ 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

１４．（保険事故発生時における積金者からの相殺）

⑴ この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、積金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第(1)項により相殺する場合の利息相当額の計算については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は表面記載の年利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第(1)項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１５．（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（記帳取引で記帳する取引が無かった場合を除く）

⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと

(a)残高証明書の発行依頼

⑥ 預金者等からの申出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと。（喪失の届出も含む。ただし、当組合が把握できるものに限る。）

１６．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1)　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 第 15 条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成 31 年 3 月 10 日以降に発した通知に限ります。）

④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第(1)項第②号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

１７．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第(1)項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります）

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと。

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。

(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第(3)項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第(3)項第②号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得

する方法によって支払うこと。

１８．（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　　上